

福岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図るため、市町村が実施する補聴器の購入等に要する経費を助成する事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「軽度・中等度難聴児」とは、次の要件の全てに該当するものとする。

- (1) 福岡県内（北九州市及び福岡市を除く。）に住所を有すること。
- (2) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。

ただし、別途定める医師が、補聴器を装用することにより、言語の習得等に一定の効果があると認め、市町村が決定した場合はこの限りでない。

2 この要綱において、「補聴器」とは、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定時に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）別表の1購入基準（5）を準用し別表に規定するものをいう。また、「補聴器購入費等」とは、新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費をいう。

(交付対象の除外)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項ただし書きに規定する、補装具費支給制度の所得制限を準用する。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、北九州市及び福岡市を除く市町村とする。

(補助対象事業)

第5条 軽度・中等度難聴児に対して、市町村が実施する補聴器購入費等に要する費用の一部を助成する事業とする。

(補助金額)

第6条 この補助金の補助金額の算定方法については、次に定めるところとする。
ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- (1) 市町村は、補聴器購入費等として必要と認める額に3分の2以上を乗じた額を助成することとする。
- (2) 知事は、市町村が補聴器購入費等として必要と認める額に3分の2を乗じた額から寄付金、その他の収入を控除した額に2分の1を乗じた額と、別表に定める1台当たりの基準価格から寄付金、その他の収入を控除した額に3分の1を乗じた額を比較して、少ない額を補助金額とする。
- (3) 補助金の対象となる期間は、交付決定の時期に関わらず、該当年度の4月1日から3月31日までとする。

(申請手続)

第7条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号により知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付決定を行い、様式第2号により市町村に通知するものとする。

(事業変更等の承認)

第9条 市町村は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第10条 市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 市町村は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第5号により知事に報告しなければならない。

(関係帳簿の作成)

第12条 市町村は、補聴器購入費等の交付にあたり、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

(補助金の経理)

第13条 市町村は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補足)

第14条 この交付要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行し、令和2年度から令和7年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、平成31年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

別表

名称	一台当たりの基準 価格（円）	付属品	耐用年数	備考
軽度・中等 度難聴用ポ ケット型	41,600	電池 イヤモール ド	原則5年	<ul style="list-style-type: none"> 価格は電池、骨導レシーザー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障がいの状況により、イヤモールドを必要とする場合は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）別表の3に定める修理基準（5）その他（以下「修理基準」という。）の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
軽度・中等 度難聴用耳 かけ型	43,900			
高度難聴用 ポケット型	41,600			
高度難聴用 耳かけ型	43,900			
重度難聴用 ポケット型	55,800			
重度難聴用 耳かけ型	67,300			
耳あな型 (レディメ イド)	87,000			
耳あな型 (オーダー ^{メイド})	137,000			
骨導式ポケ ット型	70,100	電池 骨導レシーザー ^{ヘッドバン} ド	原則5年	<ul style="list-style-type: none"> ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
骨導式眼鏡 型	120,000	電池 平面レンズ		<ul style="list-style-type: none"> 受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場

				合は 2,000 円を加算すること。
--	--	--	--	--------------------

※ 業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、告示第3項及び第4項に規定された価格の算定方法を準用する。